

# 令和6年度保育施設の利用に係る 現況届・継続調査について（別紙）

令和6年4月以降の保育施設ご利用につきまして、下記のとおりお手続きが必要となりますのでご案内いたします。  
市外保育施設のご利用は、単年度契約となるため、現在利用していても、年度ごとのお申込みが必要となります。また、他市区町村の申込み状況により利用できない場合がありますので、ご了承のうえお申込みください。また、市内保育施設をご希望の場合にも、お申込みが必要となります。

全ての方が行っていただく手続き（令和6年度保育施設等の利用に係る現況届・継続調査）	
申請期間	令和5年11月13日（月）～11月19日（日）
申請方法	<p><b>電子申請</b>            期間内に市ホームページ、または右記QRコードから「保育所のご案内」へアクセス。            （トップ＞市民のみなさんへ＞保育＞保育所・保育サービス＞保育所のご案内）</p> <p>↓</p> <p>「令和6年度保育施設等の利用に係る現況届・継続調査」から入力案内に従い申請する。  <b>※原則、電子申請となります。</b>特別な事情により電子申請が困難な場合には、みらいこども課までご相談ください。</p>
添付書類	<p><b>保育ができないことの証明書類（就労証明書等 ※裏面「保育を必要とする証明書等」参照）</b>            ※令和5年5月7日以降に証明された就労証明書等をみらいこども課に提出済みで、内容等に変更がない場合は添付不要。</p>



市外保育施設の継続を希望する方	
申請期間	希望先市区町村により異なります。
申請場所	保育施設所在市区町村へ ①転出の予定がある場合・・・保育施設所在市区町村へ直接お申込みください。 ②転出の予定がない場合・・・みらいこども課・おやこまるまるサポートセンターへお申込みください。（受付時間：午前8時30分から午後5時）
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設申込み必要書類（希望先の市区町村により必要書類が異なる場合があります）</li> <li>・市外保育施設申込確認表</li> </ul>

※申込受付期間、必要書類、基準等は希望先の市区町村により異なります。みらいこども課では、基準等の確認はいたしませんので、必ずご自身で内容を十分にご確認いただき、基準等を理解されたうえで、お申込みください。  
※現在ご利用中の市外保育施設の継続を希望される場合でも、受入れをする市区町村の状況により、ご利用できない場合がありますので、ご了承ください。



市内保育施設の新規利用を希望する方	
申請期間	<p>【4月1次選考】令和5年10月23日（月）午前0時～11月5日（日）午後11時59分</p> <p>【4月2次選考】令和5年12月4日（月）午前0時～令和6年1月5日（金）午後11時59分</p>
申請方法	<p><b>電子申請</b>            期間内に市ホームページ、または右記QRコードから「保育所のご案内」へアクセス。            （トップ＞市民のみなさんへ＞保育＞保育所・保育サービス＞保育所のご案内）</p> <p>↓</p> <p>「令和6年度（2024年度）保育施設利用申込案内」から入力案内に従い申請する。  <b>※原則、電子申請となります。</b>特別な事情により電子申請が困難な場合には、みらいこども課までご相談ください。</p>
添付書類	<p><b>保育ができないことの証明書類（就労証明書等 ※裏面「保育を必要とする証明書等」参照）</b>            ※令和5年5月7日以降に証明された就労証明書等をみらいこども課に提出済みで、内容等に変更がない場合は、添付不要。</p>



## (2) 退所を希望される方

退所（予定）を希望する場合は、みらいこども課にご連絡ください。必要なお手続きについて、ご案内いたします。

## (3) その他申請が必要な場合

- ◆ 保育標準時間と保育短時間の変更（就労時間の変更など）
- ◆ 認定事由が変更となる場合（退職、出生、育休取得など）
- ◆ 家庭状況が変わった場合（結婚・離婚・祖父母と同居など）
- ◆ 同一世帯に障がいのある方がいる場合  
（特別児童扶養手当証書、身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳、障害基礎年金受給証などがある場合）
- ◆ 離婚調停中・協議中であり、別居となった場合（事件係属証明書、呼出状がある場合）
- ◆ 税の修正申告が行われた場合

※上記変更があった場合、保育料も変更となる場合がありますので、必ず申請をしてください。  
なお、保育料の変更は、みらいこども課へ変更申請書を提出した翌月から開始となります。

### 保育を必要とする証明書等

- ◆ 証明書は原則として父母ともに必要です。
- ◆ 離婚調停中の方は、事件係属証明書または呼出状を提出された場合に限り、配偶者分の下記書類が不要となります。
- ◆ 証明書の有効期限は、内容に変更がない場合に限り証明日から6か月以内のものとなります。  
※証明書の内容(時間・日数・期間等)に記入漏れがあった場合、選考に影響がでる可能性がありますので、必ず記載内容をご確認いただき添付してください。

保護者の状況等	必要書類	注意事項
就労	◎就労証明書	就労先が複数ある場合は、それぞれの就労証明書・タイムスケジュールをご提出ください。
自営業・農業従事者	◎就労証明書 ・運営が確認できる書類(中心者のみ)※1	※1運営が確認できる書類 ・開業届・営業許可書・直近の確定申告書 など
就労(内定)	◎就労証明書(内定) (就労開始日前に証明されたもの)	就労証明書の提出が難しい場合には、みらいこども課へお問合せください。
求職活動中	◎確約書 ・求職活動をしていることがわかる書類※2	※2 求職活動をしていることが分かる書類 ハローワークの受付表や求職サイト登録画面の写し など。
妊娠・出産	・母子手帳の写しまたは妊産婦マル福受給者証の写し	表紙と出産予定日が記載されたページの写しをご提出ください。
育児休業	◎就労証明書	育児休業期間が明記された就労証明書をご提出ください。また復職後1か月以内に再度「復職証明書(就労中)」をご提出ください。
病気・障がい	◎診断書または障がい者手帳等の写しまたは年金証書の写し	・病名、保育が困難な状況、療養期間が記載されたもの。 ・診断書は市様式以外でも受領が可能です。 ・手帳番号、本人欄、障がい名が記載されているページ。
看護・介護	◎看護・介護状況申告書 ・診断書等の介護・看護が必要である書類※3	※3 診断書または障がい者手帳 など。 看護・介護状況申告書下部をご参照ください。
就学	・就学証明書または学生証の写し	・保護者が就学中の場合は、時間割(カリキュラム)がわかるもの。 ・カルチャースクールは就学の対象外となります。
災害復旧	・罹災証明書等	・災害状況がわかるもの

※就労証明書・確約書・診断書：本紙巻末の書類または市ホームページからダウンロードしてご利用ください。

※◎印の指定様式は、市ホームページからダウンロードできます。